

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

交野市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療の一体的実施事業は、外部事業者の一部委託している契約内容については、個人情報の不正な利用等への対策として、個人情報の保護及び取扱いに関する締結している。

評価実施機関名

交野市長

公表日

令和7年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び地方税法、その他の後期高齢者医療に関する法令及び条例に基づき、後期高齢者医療の資格及び賦課管理、保険料の徴収に関する事務、医療給付に関する申請及び届出の受付を行っている。 本事務における特定個人情報ファイルについては、以下の事務で取扱う。 1 後期高齢者医療に関する資格に関する届出受付 2 後期高齢者医療に係る医療給付に関する申請及び届出の受付 3 後期高齢者医療保険料の賦課管理及び減免の受付 4 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務 5 後期高齢者医療保険料の滞納整理、処分に関する事務 6 後期高齢者医療保険料の還付、充当に関する事務 7 後期高齢者医療保険料の消滅時効及び不納欠損に関する事務 8 後期高齢者医療にかかる一体的実施事業に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム、大阪府後期高齢者医療広域連合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、収納管理システム、滞納支援システム、健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療資格情報ファイル、後期高齢者医療賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第85項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第115の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 TEL072-892-0121(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部医療保険課 〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 TEL072-892-0121(代)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」中、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの確認を行っているため、リスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「特定個人情報を含む書類」の持ち出しを制限するとともに、保管にあたっては書棚において適正に管理している。また、特定個人情報を含む情報を外部記録媒体に保存及び持ち出しをできないことを徹底している。これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は、十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	医療保険課 畠山 浩二	医療保険課 堤下 栄基	事後	
令和1年6月10日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	医療保険課 堤下 栄基	医療保険課長	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	「IV リスク対策」の記載なし	「IV リスク対策」を記載	事後	
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 1対象人数いつ時点の計数か	2015/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	2015/4/1	2019/4/1	事後	
令和3年7月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 第80, 82, 83項	・番号法第19条第8号 別表第2 第80, 82, 83項	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う
令和3年7月20日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第59項		事後	
令和3年7月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第80, 82, 83項	・番号法第19条第8号 別表第2 第80, 82, 83項 ・公的給付支給等口座登録簿関係情報照会の根拠 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	
令和7年12月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	なし	後期高齢者医療の一体的実施事業は、外部事業者の一部委託している契約内容については、個人情報の不正な利用等への対策として、個人情報の保護及び取扱に関する締結している。	事後	様式変更の際の見直し項目
令和7年12月25日	I-1-②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び地方税法、その他の後期高齢者医療に関する法令及び条例に基づき、後期高齢者医療の資格及び賦課管理、保険料の徴収に関する事務、医療給付に関する申請及び届出の受付を行っている。 本事務における特定個人情報ファイルについては、以下の事務で取扱う。 1 後期高齢者医療に関する資格に関する届出受付 2 後期高齢者医療に係る医療給付に関する申請及び届出の受付 3 後期高齢者医療保険料の賦課管理及び減免の受付 4 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務 5 後期高齢者医療保険料の滞納整理、処分に関する事務 6 後期高齢者医療保険料の還付、充当に関する事務 7 後期高齢者医療保険料の消滅時効及び不納欠損に関する事務 8 後期高齢者医療にかかる一体的実施事業に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律及び地方税法、その他の後期高齢者医療に関する法令及び条例に基づき、後期高齢者医療の資格及び賦課管理、保険料の徴収に関する事務、医療給付に関する申請及び届出の受付を行っている。 本事務における特定個人情報ファイルについては、以下の事務で取扱う。 1 後期高齢者医療に関する資格に関する届出受付 2 後期高齢者医療に係る医療給付に関する申請及び届出の受付 3 後期高齢者医療保険料の賦課管理及び減免の受付 4 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務 5 後期高齢者医療保険料の滞納整理、処分に関する事務 6 後期高齢者医療保険料の還付、充当に関する事務 7 後期高齢者医療保険料の消滅時効及び不納欠損に関する事務 8 後期高齢者医療にかかる一体的実施事業に関する事務	事後	様式変更の際の見直し項目
令和7年12月25日	I-1-③システムの名称	後期高齢者医療システム、大阪府後期高齢者医療広域連合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、収納管理システム、滞納支援システム	後期高齢者医療システム、大阪府後期高齢者医療広域連合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、収納管理システム、滞納支援システム、健康管理システム	事後	様式変更の際の見直し項目
令和7年12月25日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 第59項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	番号法第9条第1項 別表第1 第85項	事後	様式変更の際の見直し項目
令和7年12月25日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2 第80, 82, 83項 ・公的給付支給等口座登録簿関係情報照会の根拠 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第115の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第117の項	事後	様式変更の際の見直し項目
令和7年12月25日	II-1 対象人数	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点		様式変更の際の見直し項目
令和7年12月25日	II-2 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点		様式変更の際の見直し項目
令和7年12月25日	IV-8 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分か	なし	十分である		様式変更に伴う新設項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月25日	IV-8 人手を介在させる判断の根拠	なし	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」中、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの確認を行っているため、リスクへの対策は十分であると考えられる。		様式変更に伴う新設項目
令和7年12月25日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		様式変更に伴う新設項目
令和7年12月25日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である		様式変更に伴う新設項目
令和7年12月25日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	「特定個人情報を含む書類」の持ち出しを制限するとともに、保管にあたっては書棚において適正に管理している。また、特定個人情報を含む情報を外部記録媒体に保存及び持ち出しをできないことを徹底している。これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は、十分であると考えられる。		様式変更に伴う新設項目